

	<p>発行所 一般社団法人神奈川青色申告会 横浜市神奈川区西神奈川 1-9-3 グレース竹和武番館3階 TEL 045-577-0615 FAX 045-577-0618 URL: https://kanagawa-aoiro.com/</p>	
---	--	---

当会事務局の電話番号は移転により変わりました。

新電話番号は、045-577-0615 新FAXは045-577-0618

おかけ間違いのないようお願い致します。

令和3年度 税制改正 電子帳簿保存法の改正より

○電子取引に関する改正事項

令和3年度の税制改正により申告所得税及び法人税における電子取引の取引情報に係る電磁的記録については、電磁的記録を出力した書面等を保存する措置は廃止され、その電磁的記録（データ）を保存しなければならないこととされました。〔令和4年1月1日以後行う電子取引について適用されます。〕

電子取引の保存要件	電子計算機処理システムの概要を記載した書類の備付け（自社開発のプログラムを使用する場合に限りです。）
	見読可能装置の備付け等
	検索機能の確保
	次のいずれかの措置を行う <ul style="list-style-type: none"> 一 タイムスタンプが付された後の授受 二 速やかに（又はその業務の処理に係る通常の期間を経過した後、速やかに）タイムスタンプを付す <ul style="list-style-type: none"> ※ 括弧書の取扱いは、取引情報の授受から当該記録事項にタイムスタンプを付すまでの各事務の処理に関する規程を定めている場合に限る。 三 データの訂正削除を行った場合にその記録が残るシステム又は訂正削除ができないシステムを利用 四 訂正削除の防止に関する事務処理規程の備付け

国税庁HP 電子帳簿保存法一問一答より抜粋

Q 妻と2人で事業を営んでいる個人事業主です。取引の相手方から電子メールにPDFの請求書が添付されて送付されてきました。一般的なパソコンを使用しており、プリンタも持っていますが、特別な請求書等保存ソフトは使用していません。どのように保存しておけばよいですか。

A 例えば、以下のような方法で保存すれば要件を満たしていることとなります。

1 請求書データ（PDF）のファイル名に、規則性をもって内容を表示する。

例) 2022年（令和4年）10月31日に株式会社国税商事から受領した110,000円の請求書
⇒「20221031_（株）国税商事_110,000」

2 「取引の相手先」や「各月」など任意のフォルダに格納して保存する。

3 正当な理由がない訂正・削除の防止に関する事務処理規程を作成し備え付ける。

※ 税務調査の際に、税務職員からダウンロードの求めがあった場合には、上記のデータについて提出してください。

※ 判定期間に係る基準期間（通常は2年前です。）の売上高が1,000万円以下であり、上記のダウンロードの求めに応じることができるようにしている場合には、上記1の設定は不要です。

（解説）請求書データ等の保存に当たっては、一定の要件に従った保存が必要ですが、上記の方法により保存することで要件を満たすこととなると考えられます。

なお、上記1の代わりに、索引簿を作成し、索引簿を使用して請求書等のデータを検索する方法によることも可能です。

索引簿（サンプル）や事務処理規程（サンプル）については、国税庁ホームページにてダウンロードできます。

マイナンバーカードを申請しよう！

当会ではマイナンバーカード（電子証明書）による電子申告e-Tax（イータックス）を推奨しています。是非マイナンバーカードの申請をお願いいたします。

●パソコン・スマートフォン等で申請、後日区役所で受け取る場合

パソコンやスマートフォン、まちなかの証明用写真機から申請していただき、後日、お住まいの区の区役所でマイナンバーカードを受け取っていただく方法です。この方法では、申請書ID（半角数字23桁）が必要になります。申請書IDは、マイナンバーの通知カードに同封されていた個人カード交付申請書兼電子証明書発行申請書（以下、交付申請書）に記載されています。申請書IDが分からない場合は、郵送でご申請いただくか、申請書IDが記載された交付申請書をお住まいの区の区役所戸籍課から取得してください。

カード申請後、お住まいの区の区役所から、受取方法を記載したはがき（交付通知書）が届きます。お住まいの区の区役所戸籍課窓口でお受け取りください。

●郵送で申請、後日区役所で受け取る場合

交付申請書を郵送していただき、後日、お住まいの区の区役所でマイナンバーカードを受け取っていただく方法です。交付申請書に顔写真を貼り付け、必要事項を記入のうえ、返信用封筒で地方公共団体情報システム機構宛に郵送してください。交付申請書がお手元がない場合、ダウンロードしてご利用ください。
※通知カード又は個人番号通知書は同封せず、お手元に保管してください。

【郵送による申請の送付先】

〒219-8650 日本郵便株式会社 川崎東郵便局郵便私書箱第2号

地方公共団体情報システム機構 個人番号カード交付申請書受付センター 宛

カード申請後、お住まいの区の区役所から、受取方法を記載したはがき（交付通知書）が届きます。お住まいの区の区役所戸籍課窓口でお受け取りください。



個人番号カード交付申請書兼電子証明書発行申請書

また、平日夜間・土日祝でもマイナンバーカードが受け取れる「マイナンバーカード特設センター」も開設しておりますのでご利用ください。（完全予約制 マイナンバーカード交付予約サイト又は横浜市マイナンバーカード専用ダイヤル0120-321-590）
＜手続き可能なマイナンバーカード特設センター＞

横浜駅西口マイナンバーカード特設センター◀お住いの区＞神奈川区、鶴見区、西区、中区、保土ヶ谷区、旭区、泉区、瀬谷区
西区北幸1-6-1 横浜ファーストビル15階

センター北マイナンバーカード特設センター◀お住いの区＞港北区、緑区、青葉区、都筑区
都筑区中川中央1-30-1 プレミアヨコハマ4F

上大岡マイナンバーカード特設センター ◀お住いの区＞南区、港南区、磯子区、金沢区、戸塚区、栄区
港南区上大岡西1-18-3 ミオカ リスト館2F

開所日・開所時間

月曜日・火曜日・金曜日 午前11時から午後7時30分まで（最終受付午後7時15分まで）

土曜日・日曜日・祝日 午前9時から午後5時まで（最終受付は午後4時45分まで）

休所日

毎週水曜日、木曜日・毎月第3土曜日の翌日の日曜日・年末年始（12月29日から翌年1月3日）※水・木曜日が祝日の場合休所
※詳しくは横浜市マイナンバーカード特設センターで検索してください。

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金だけでは不十分で、不安がある

自分で積み増しするには、どんなものがあるの？

制度の特長

1 経営者のための退職金制度

小規模企業の個人事業主（共同経営者を含む）または会社等の役員の方が廃業や退職後の生活資金、事業再建資金をあらかじめ準備しておく共済制度です。

2 掛金は全額所得控除

掛金は、全額が「小規模企業共済等掛金控除」として、課税対象所得から控除できます。

3 受取時も税制メリット

共済金の受取は、一括の場合は「退職所得扱い」、分割の場合は「公的年金等の雑所得扱い」です。

他にもこんな特徴があります。

契約者貸付けの利用が可能

契約者（一定の資格者）の方は、緊急時や災害時などに事業資金等の貸付けが受けられます。

共済金の受給権は差押禁止

共済金・解約手当金の受給権は、国税等滞納の差押え以外は差押禁止債権として保護されます。

～24時間・365日お問い合わせ可能になりました～

加入資格・手続きについてのご質問をチャットでご回答いたします。詳しくは右記のQRコード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索

TEL 050-5541-7171（共済相談室）

加入・掛金のご質問はこちらをクリック
24時間いつでもチャットで質問可能です

小規模企業共済

Be a Great Small.
中小機構

神奈川県税務署からのお役立ち情報！(vol.38)

「インボイス制度」ってナニ？(最終回)

先生、10月から登録申請の受付が始まりましたね。






軽子ちゃん



税子先生

個人事業者の方はスマートフォンからも申請ができるのよ。
 「e-Tax ソフト (SP版)」を利用すると、画面案内に従い入力する(問答形式)ことにより、入力に必要な項目に漏れのない登録申請データを作成・送信することができるの。
 e-Tax で登録申請する際に、「登録通知書の電子通知」に同意することで、登録通知をデータで受け取ることができて、登録通知の紛失防止や取引先への連絡に便利よ。
 e-Tax を利用した登録申請手続きには、電子証明書(マイナンバーカード等)が必要だから、事前に準備してね。

○ 登録申請データの作成・送信は、国税庁が提供している以下のソフトウェアで行うことができます。

ソフトウェア	e-Taxソフト(WEB版) 	e-Taxソフト(SP版) 	e-Taxソフト 
電子証明書	必要		
ダウンロード	不要		必要
利用端末	パソコン	スマートフォン・タブレット	パソコン
作成形式	問答形式 (画面に表示された質問に回答し、入力するイメージ)		帳票形式 (書面と同様)
利用可能者	法人・個人事業者	個人事業者のみ ^(注)	法人・個人事業者
代理送信	可能	不可	可能

(注) 個人の国外事業者の方は、e-Taxソフト(WEB版)又はe-Taxソフトをご利用ください。

○ 登録申請書の郵送による提出先

名称	所在地	管轄地域
東京国税局 インボイス登録センター	〒262-8514 千葉市花見川区武石町1丁目520番地3	千葉県 東京都 神奈川県 山梨県

※インボイス登録センターでは、インボイス制度に関する書類のみ受け付けています。



詳しくは

- インボイス制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。
【専用ダイヤル】0120-205-553(無料)
【受付時間】9:00~17:00(土日祝除く)

詳しくお知りになりたい方は、国税庁ホームページ (<https://www.nta.go.jp>) の「インボイス制度特設サイト」をご覧ください。

特設サイトへ



弁護士による 無料法律相談会 (第1火曜日)

●日 程

法律相談 12月7日(火)

※11月、12月の無料税務相談会は定員となりました。

●会 場 事務局

●相談受付時間 13時～15時

●予約電話番号 045-577-0615

※相談時間は、お一人様30分の予約制となっております。
事前にお電話いただきますようお願いいたします。

港北出張所開設日

※12月から月・木曜日の開設日となります。

●開設日

11月 1日(月)・8日(月)・15日(月)・22日(月)
29日(月)

12月 2日(木)・6日(月)・9日(木)・13日(月)
16日(木)・20日(月)・23日(木)・27日(月)

●相談受付時間 10時～11時・13時～14時

●電話番号 070-5593-2028
開設日以外はつながりません。

項目	内容	給付しない時
1、対象者	正会員又はその家族で入会し3年以上の方に限ります。	準会員には給付しません。
2、届出方法	給付の事由が発生したら原則として10日以内に班長又は事務局へご連絡下さい。	所定の手続きをして会費が相当と認めないと給付しません。
3、給付内容		
①結婚祝金	正会員本人が結婚した時に10,000円給付します。	再婚の時は給付しません。
②出産祝金	正会員又はその配偶者が出産した時にお子様1人に5,000円給付します。	ご夫婦とも会員の時はどちらか一方のみに給付します。
③火災見舞金	正会員の営業所・隣接する倉庫工場が全焼の時は30,000円給付します。全焼以外の時は被害程度に応じて算定の上給付します。	火災原因が正会員及び家族の故意の場合地震の時は給付しません。
④弔慰金	正会員死亡の時 10,000円を給付 配偶者死亡の時 5,000円を給付 専従者死亡の時 5,000円を給付	

当会では会員の皆様へ福利厚生の一環として、お祝い金・お見舞金・弔慰金を給付しております。

慶弔見舞金のお知らせ

展示期間
令和3年11月10日(水)～16日(火)
展示場所
キュービックプラザ新横浜



神奈川税務署及び管内関係民間団体による「小学生の税の書道展」を左記の通り開催いたします。本年も提出された力作の中から選出された作品を展示しておりますので是非、お立ち寄りください。

税を考える週間

「小学生の税の書道展」

第2期分予定納税の納期と減額申請
第2期分納付期限は11月30日迄です。

税務署から送付された「予定納税額の通知書」に記載された第2期分の金額が納税額となります。第2期分は令和3年11月1日(月)から令和3年11月30日(火)までに、納めることになっております。また振替納税をご利用の方は、第2期分は令和3年11月30日(火)に指定の金融機関の口座から自動的に引き落とされます。

廃業、休業又は業績不振等の理由により、前年並みの税額が発生しない事が明らかであれば、減額の申請を行うことができます。第2期分の減額申請をする場合は、令和3年11月1日(月)から令和3年11月15日(月)までに予定納税額の減額申請書を税務署に提出してください(この場合は、令和3年10月31日の現況で見積ることとなります)。「予定納税額の減額申請書」を提出して承認されれば、予定納税額は減額されます。

会費引落し

- 9月1日～30日 記帳確認指導会
- 1日 消費税インボイス制度役員研修会
 - 7日 無料税務・法律相談会
 - 16日 八者会定例会議
 - 22日・24日・28日・29日 受託事業記帳指導説明会・会計ソフト
 - 27日 東青連インボイス制度研修会 web
 - 3日・4日・27日・28日・29日・30日 生活習慣病健診(加瀬ビル新横浜)

会費振替のお知らせ
12月27日(月)
 次回の会費引落日は・・・

「指定の預金口座からのお振替となりますので振替日の前日迄に預金残高を「確認」してください。ご不明な点はお電話ください。